

「自治体システム等標準化検討会」

第9回議事概要

日 時：令和3年8月27日（金） 13時30分～16時

場 所：オンライン開催

出席者（敬称略）：

（座 長）

庄司 昌彦 武蔵大学社会学部教授

（分科会長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所代表取締役社長

（構成員）

西海 貴俊 神戸市行財政局住民課システム担当係長

渡邊 康之 筑西市企画部情報政策課係長

岡田 寿史 前橋市未来創造部情報政策課長

千葉 大右 船橋市情報システム課課長補佐

摩尼 真 町田市総務部情報システム課担当課長

坪田 充博 日野市企画部情報政策課長

向山 泰晴 藤沢市総務部情報システム課長

大竹 芳弘 三条市総務部情報管理課課長補佐

小黒 友也 出雲崎町町民課主事

高木 祥司 飯田市市民協働環境部市民課長

鎌田 英希 倉敷市企画財政局企画財政部参事兼情報政策室長

津留 薫 久留米市市民文化部市民課課長補佐

能沢 英志 神奈川県町村情報システム共同事業組合事務局 副主幹（代理出席）

藤井 敏久 京都府町村会業務課長

川島 正治 全国知事会調査第一部長

百武 和宏 全国市長会行政部長

黒田 治臣 全国町村会行政部参事（代理出席）

押田 格 地方公共団体情報システム機構住民基本台帳ネットワークシステム全国センター運用部担当課長（代理出席）

佐藤 勝己 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）ICT イノベーションセンター副センター長

吉田 稔 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）被災者支援システム全国サポートセンター長

吉本 明平 一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）企画部担当部長

三木 浩平 内閣官房情報通信技術総合戦略室政府 CIO 補佐官
吉川 浩民 総務省自治行政局長
阿部 知明 総務省大臣官房審議官
三橋 一彦 総務省自治行政局行政課長
中西 則文 総務省自治行政局行政課理事官
長谷川 孝 総務省自治行政局住民制度課長
光永 祐子 総務省自治行政局住民制度課理事官
影山 直志 総務省自治行政局住民制度課課長補佐
田中 良斉 総務省自治行政局マイナンバー制度支援室長
池田 敬之 総務省自治行政局デジタル基盤推進室長
羽田 翔 総務省自治行政局デジタル基盤推進室理事官
植田 昌也 総務省自治行政局市町村課長
小牧兼太郎 総務省自治行政局地域情報化企画室長
細美 和彦 総務省自治行政局地域情報化企画室課長補佐
堀島 佑月 総務省情報流通行政局地域通信振興課課長補佐
佐々木弘和 総務省サイバーセキュリティ統括官室主査
(準構成員)
日名子大輔 株式会社 RKKCS 企画開発本部企画部長
上田 公子 Gcom ホールディングス株式会社第 1 製品開発部長
松下 邦彦 株式会社 TKC 地方公共団体事業部システム企画本部デジタルガバ
メント対応推進担当部長
竹前 久 株式会社電算公共開発本部公共ソリューション 1 部主任
藤野 正則 日本電気株式会社公共システム開発本部プロジェクトマネージャ
—
佐々木 誠 株式会社日立システムズ公共・社会事業グループ (代理出席)
大村 周久 富士通 Japan 株式会社行政ソリューション開発本部住民情報ソリ
ューション事業部第一ソリューション部長

【議事】

- 1 全国照会の結果について
- 2 住民記録システム標準仕様書の改定について
- 3 今後の検討事項について

【概要】

(意見交換)

1. 全国照会の結果について
 2. 住民記録システム標準仕様書の改定について
- 事務局より、「資料1住民記録システム標準仕様書の改定について」について説明

- Op.52 住民記録システムの外で管理するとの記載があるが、その場合、除票 DB の標準形式に従わない管理で 150 年間管理することが可能であると読みとれる。当該記載はどういった内容であるか。
- もともとの考え方から変更していない。新たに除票化するものについては標準形式に従うべきであると考えている。ただし、過去に除票となり様々な形式で残っていたものについて、可能な限り統一したいと考える一方、標準形式に従えないケースがあると考えている。
 - 今回事務局に改めて詳細検討をしていただき、方向性としては誤っていないと考えている。今後明確に期限などでの場合分けをして整理をする必要があると考える。
 - 承知した。経過措置として、どこまで許容するのかということを経続的に議論させていただきたい。
- Op.53 除票 DB と住民記録 DB と同一項目を持つとの対応方針が記載されている。もともとの議論の背景としては、除票 DB の項目をそぎ落とすことで 150 年間の保存を可能にするという内容であったと認識している。同一項目を持つのであれば、除票 DB と住民記録 DB を分ける意義がないのではないかと考えた。
- 除票からの回復といった思想が存在する限り、「除票 DB の項目は住民記録 DB と同一項目を構えるべき」であると考えている。もともと 1.0 版の仕様書内に、転出予定の方が取り消された場合は除票 DB から戻すことが思想として設けられているが、そのような対応がいつまで可能であるか言及がない。住民記録 DB 内にデータが残されるのは 5 年以内であるため、当該期間が経過し除票 DB に移行した後に取消しし回復しようとする場合、除票 DB において項目がそぎ落とされていることで回復ができないのではと考えた。また、データ要件を検討している中で、除票 DB の位置づけを検討する中で住民記録 DB と同一項目の除票 DB が必要になれば、いずれにしても同一の項目を設けなければならない。今後議論をしていく必要があると考える。
 - 除票 DB における、今までの検討経緯について伺いたい。
 - 除票データを 150 年間保存する意図としては、所有者不明地において所有者の所在を特定する際に、登記簿に記載のある方の住民票を確認しても、除票が破棄されてしまい異動先も不明なため確認ができない場合があるといった問題意識からである。転出あるいは死亡等の異動先あるいは本籍地が判明すればよいため、除票 DB に住民記録 DB と同一項目を持つといった内容は別の論点である。150 年保存の背景とは分けて考える必要があるかと考える。
 - 標準化を検討するにあたり、機能を標準化する中で DB の構造まで標準化するかという議論があった。最低限管理しなければならない項目等は標準化するが、DB のレイアウトや構造までは限定する必要はないといった方向性となっている。一方除票については 150 年間も保存しなければならず、ベンダ間移行が必ず発生するため、当該箇所においては DB 設計レベルまで標準化する流れとなった。除票 DB に移行後の使用用途は特になく、構造が限定的なものであっても各社問題はない

ため、データレイアウトまで厳密に決まっている。

- 住民記録システムの機能要件や帳票要件を踏まえたデータ要件・連携要件を検討していきたい。
- 法の制度設計としては紙の住民票の思想のため、「除票」について“住民票から抜かれた状態”といった規定しかない。したがって、除票の写しを取る場合は住民票に記載されていた内容の写しが取れなければならないと考えられる。他方で、紙ではなくシステムにおいて標準化された世界観の中で、技術的および目的にどのように「除票」を解釈してよいかについて、今までの議論を踏まえつつ、別途議論する必要があると考えた。ただし 2.0 版においては今の記載内容のままでご容赦いただきたい。また、除票 DB を出発点としてよいのかといった点は、IT 室において再度検討いただきたい。
- 住民記録 DB 内に除票として 5 年保持しているデータと、5 年が経過し除票 DB に移行したデータは異なるものである旨を明らかにしたほうが良いと考える。住民記録 DB 内に除票として保持しているデータについては、詳細な異動履歴等は全部記載されている一方で、除票 DB に移行したデータは除票データを出せるのみであるため履歴は要約されたデータになると考えられる。そのため完全なる復元は難しいと考えられるため、除票 DB からデータを戻す場合、何のデータをどのように戻すのかについて討議したほうがよいと考える。
- 今までの前提に立つとそのような仕様にせざるを得ない。ただし、5 年が経過した際に完全なる復元ができないことは合理的であるのかについて、住民制度課と議論になっている。また法制度的に何年であれば合理的であるかについての境目も引きづらい。このあたりの整理ができれば、現実の DB と併せて制度を設計できればよいと考えるが、いずれにしても引き続き議論が必要であると考える。

○マイナポータル等の全国照会意見に対し、標準仕様書範囲外のため「対応なし」とされている。当該仕様書においては対応なしで問題ないが、運用にあたって必要な機能が漏れる、デジタル処理の間に不必要に紙が挟まる、住民の利便性を損なう等がないよう、IT 室との連携を密にはかっただき、デジタル化に取り組んでいただきたい。

→住民記録システム仕様書に影響する箇所については随時反映していく。

Op.37 支援措置について、「支援措置責任者の了承を得て又は支援措置責任者のみが」確認できることとしている。情報閲覧者を絞ることは重要である一方で、実際の運用が可能なのか。加えて、責任者の方が DV 加害者になる点についても考えられる。また、「その他」欄としてメモ機能を設けたが、記載方法に制限を設けていないため、対象者の思想信条や病歴などの情報を安易に記載しない等の運用も必要である。

→皆様からご意見をいただきたい。最終的には運用で防ぐ形式にせざるを得ないが、システムで対応可能な範囲を防いでいく。

- Op.48[1]世帯主未設定の場合の空欄についてシステムの的に問題はあるか。ベンダにとって空欄は避けたいなどのご意見があればご提示いただきたい。
- Op.50 自治体によっては集合住宅の名称を統一しているケースが多い。自治体を使用している町字マスタの方書記載を、住所マスタというかたちで全国的に整理をすることも可能か、別途 IT 室とご相談したい。
- Op.70[3]支所・出張所については事務局の整理のとおり。以前は紙の住民基本台帳だったため、支所や出張所で対象者を分けて管理していた。今はシステムで整理がなされているため、ご意見のとおりになると対象の支所や出張所でないと届出ができないといった不便が生じてしまうと考え。支所・出張所で対象者を定めている自治体があるのであれば、この標準化の際に管轄を外すことを検討いただきたい。
- Op.71[1]閲覧用情報を紙で所持しないほうがよいのではと考えてはいたが、一方、紙で所持していれば、災害時等一時的に住民リストとして使用できるといったことがあるかと考える。ただし、連帳プリンタは製品として数が減少しているため、当該記載を「高速印刷用プリンタで印刷できること」としても良いのではないかと考える。
- ご指摘ごもっともと考えるため、修正したい。
- Op.49[3]本来住所辞書は自治体が決めるものだと考えている。11 桁では対応できないケースが多く存在する。また住所辞書については精査してきた経緯があるため、整合性をきちんととっていただきたい。
- 市内で使用されている住所辞書自体の否定はしていない。全国的に提供される辞書にて 11 桁使用できることをベースにした上で、各自治体がそれに付加して 30 桁にする等については問題ない。ただし実装する際の問題であり、仕様書に規定する内容ではないため、あくまで仕様書においては全国的に提供される辞書を最低限使用することを記載している。
- 都市型においてはすべての自治体に対して同様の状況になると考えている。
- Op.70[2]他業務連携について、他業務との双方向の連携が可能か。危機対応などの観点において、住基データの取込が必要なことが多くある。
- 連携要件は現在 IT 室において検討している。大きな方向性として、基幹業務システム間の連携は言うまでもなく外部システムとの連携についても、必要なものについては機能要件等で明記の上、連携要件で落とし込み一意に定めることが重要であると考えている。危機対応などの観点についても各制度所管府省で検討がなされるよう注意をしていく。
- データ要件・連携要件については、行政業務を熟知した上でシナリオを考えていただきたい。
- 自治体内において、EUC 機能ベースで連携できるような仕組みを構築できないかというご意見だと理解した。その点については EUC 機能の範囲内で可能である。
- 標準仕様書である以上、パッケージの改修等が今後発生していくことを考えると、改訂履歴について作成が必要である。作成方法としてはルールを定め、ナンバリン

グをし、それぞれの番号において変更・追加・削除等を明記するかたちがよいと考える。フロー図の変更などは大まかな記載でよいが、機能要件はパッケージ改修にかかわるため、文章の詳細化のみなのか、要件自体の変更なのかを明確にする必要がある。

→改訂履歴に関しては第 2.0 版が公表された後に作成する。作成内容についてまたご相談したい。

○本検討会として、住民記録システム標準仕様書第 2.0 版についていただいた意見は会長・座長・事務局で整理し適宜修正して標準仕様書および照会結果としてとりまとめたい。対応については、座長である私にご一任いただきたい。必要な調整をおこない公表する。構成員・準構成員の皆様には事前にご連絡する。

→(異議なし)

・今後の検討事項について

事務局より、「資料1 住民記録システム標準仕様書の改定について.pdf」p.78「3. 今後の主な検討課題」について説明

○マイナポータルの件について、データの正規化について懸念している。データを受領した際に正しいデータの形式にできるか。住民記録システム側として定めた仕様やデータ要件を、マイナポータルの検討側に提示する流れが必要だと考えている。

→調整の過程として必要であると考えため、IT 室と相談する。

○住民記録システム標準仕様書第 2.0 版は 9 月に公開されるか。

→スケジュールは調整する。

○印鑑の標準仕様書の同時公表は厳しいか。

→先んじて住民記録システム第 2.0 版を公表する想定である。現段階の想定では、印鑑登録システム標準仕様書については来月の中旬(9/16(木))に次回の検討会を開き、全国照会の状況報告・議論をさせていただきたい。

以上